

8 支援が必要な子どものために

支援が必要な子どものための福祉制度

心身の状態により支援が必要と認められるお子さんは、放課後等の通所や保護者が不在の際の日の中の預かり、お泊りなどの福祉サービスが利用できます。

※ 障害者手帳を所持していなくても利用できるサービスもあります。

問合せ先 障害者福祉課、各総合支所市民福祉課

入所に関する問合せ先 久留米児童相談所【TEL 32-4458・FAX 32-4459】

レスパイトケア（重症心身障害児日中一時支援事業）

障害のあるお子さんを日常的に介護している家族の休息などを目的に、下記の医療機関で日中の一時預かりを行っています。

アルカディア・キッズセンター	【TEL 46-6010・FAX 46-6007】
ゆうかり医療療育センター	【TEL 0943-73-0152・FAX 0943-73-0524】
バンビーノ (多機能型障害児施設 ころころ)	【TEL・FAX 65-3880】

支援が必要な子どもの保育

支援が必要な子が保育を必要とする場合で、集団生活が可能であれば、市内全保育所・認定こども園で受け入れています。

問合せ先 子ども保育課、各総合支所市民福祉課

療育・訓練

◆幼児教育研究所

発達の遅れや偏りがある乳幼児を対象に、発達を促すための小集団による療育や動作・言語・行動に関する個別の訓練を行っています。（発達相談の流れは 20 ページ参照）

問合せ先 幼児教育研究所

◆障害児等療育支援事業

発達が気になるお子さんの相談支援、訪問療育などを行っています。

問合せ先 社会福祉法人こぐま福祉会（小郡市大板井）

【TEL 72-7221・FAX 72-7222】

社会医療法人聖ルチア会【TEL 33-1581・FAX 33-1586】

医療法人コミュニテ風と虹【TEL 22-5311・FAX 22-0879】

◆心理リハビリテーション訓練会（総合福祉会館）

情緒の安定と身体の動きの改善を目的とした発達援助法（動作法）等による訓練会です。

障害の種類や年齢を問わず参加できます。

問合せ先 障害者福祉課

